

宮崎大学医学部附属病院集中治療部規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成19年3月5日 平成20年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院集中治療部(以下「集中治療部」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(集中治療部長及び集中治療部副部長)

第2条 集中治療部長及び集中治療部副部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第3条 集中治療部に病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員(医員(研修医)を含む。)
- (2) 看護職員
- (3) その他の職員

(運営委員会)

第4条 集中治療部に、集中治療部の運営に関する事項を審議するため、集中治療部運営委員会を置く。

2 集中治療部運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、集中治療部の運営に関し必要な事項は、集中治療部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。